



平成 24 年 12 月 28 日

各 位

会 社 名	株 式 会 社 ラ ン ド
代 表 者 の 役 職 氏 名	代 表 取 締 役 社 長 松 谷 昌 樹 (コード番号 8918 東証第一部)
問 合 せ 先	常 務 取 締 役 管 理 部 長 佐 瀬 雅 昭
電 話 番 号	0 4 5 - 3 4 5 - 7 7 7 8 (代 表)

第三者調査委員会の中間調査報告について

当社は、平成 24 年 12 月 7 日付「第三者調査委員会設置に関するお知らせ」にて開示いたしましたとおり、平成 24 年 12 月 5 日に、当社が、金融商品取引法違反（有価証券報告書の虚偽記載）容疑で証券取引等監視委員会及び神奈川県警の調査を受け、当社の会計処理に疑義が生じたため、当社と利害関係のない専門家による第三者調査委員会を設置し、平成 24 年 12 月 18 日付「第三者調査委員会の調査の詳細に関するお知らせ」にて開示いたしました通り、調査を進めてまいりました。

本日、同調査委員会から、当該調査の対象に関する調査経過報告書を受領いたしました。なお、当該調査経過報告の内容は、添付の別紙「調査経過報告書（概要版）」をご参照ください。

当社に対する強制捜査により調査対象資料の大部分が押収されていること等から、同調査委員会による調査は継続中ではありますが、当社といたしましては、今後も同調査委員会の調査に全面的に協力してまいります。

また、今後の第三者調査委員会の調査の結果、明らかとなった事実関係等につきましては、速やかに開示を行ってまいります。

以 上

平成 24 年 12 月 28 日

株式会社ランド 御中

調査経過報告書 [概要版]

第三者調査委員会

委員長 大塚 和成

委員 竹原 相光

委員 福島 洋尚

当委員会は、貴社における会計処理問題に関し、当委員会が行う調査の経過及び今後の予定について、以下のとおり報告する。

1 本件調査の目的等

(1) 本件調査に至る経緯

貴社は、平成 24 年 12 月 5 日以降、証券取引等監視委員会（以下「SEC」という。）及び神奈川県警察（以下併せて「当局」という。）より、金融証券取引法違反（有価証券報告書の虚偽記載）容疑（被疑事実については、監査法人元和（以下「元和」という。）の供述による。以下「本件被疑事実」という。）で強制捜査を受けた（以下「本件強制捜査」という。）。

本件強制捜査を受けて、貴社は、本件被疑事実の有無を把握するため、平成 24 年 12 月 7 日開催の貴社取締役会において、貴社と利害関係を有しない外部の専門家から構成される第三者調査委員会を設置し、本件被疑事実の事実関係に関する調査分析、及び会計処理の適正性・妥当性についての検討（以下「本件調査」という。）の実施を決議した。

当委員会は、かかる取締役会決議を受けて、平成 24 年 12 月 13 日付で、貴社から本件調査の実施を依頼されたものである。

(2) 本件調査の目的

本件調査の目的は、①後述する本件調査対象行為についての事実関係の調査、②貴社

の本件調査対象行為に係る会計処理が、会計ルールに違反するか否かについて、貴社取締役会への答申、並びに③その他、貴社の会計処理とその開示のあり方についての調査及び答申を行うことである。

本件調査対象行為は以下のとおりである。

- ① 貴社が保有する物件のプロジェクトを推進するに当たり、平成23年2月期から平成24年2月期までの期間において行われた貴社の会計処理のうち、当局の捜査の対象となっている可能性が認められるものとして、貴社が個別調査を要請した行為
- ② 調査対象行為に類似する行為の有無
- ③ その他第三者調査委員会が調査を必要と認めた一切の行為

なお、当委員会は、平成24年12月13日に開催された第1回第三者調査委員会において、元和より、本件強制調査の内容についてヒアリングを行った。

本件強制調査に立ち会った元和の担当者によると、本件強制調査において提示された令状には、以下の事実が記載されていたとのことである。

- ・ 反則条文：金融証券取引法197条1項1号、24条1項1号、207条1項1号、及び刑法60条
- ・ 被疑事実の概要：被疑者らは、共謀して、①平成23年2月期において、本来は21億5706万5000円の債務超過であるのに、有価証券報告書に1億7303万2000円の資産超過であるとの虚偽表示を行い、また、②平成24年2月期において、本来は19億7928万8000円の債務超過であるのに、有価証券報告書に3億5080万9000円の資産超過であるとの虚偽表示を行い、虚偽の有価証券報告書を関東財務局長に対し提出した。

また、元和の担当者によると、本件強制調査において当局から貴社の「六本木フランセビルプロジェクト」及び「赤坂みすじ通りプロジェクト」の各対象不動産について尋ねられたこと、上記被疑事実に記載されていた債務超過額及び資産超過額の差額は、いずれも23億3009万7000円であること、並びに、貴社における当該2プロジェクトの各対象不動産は、貴社においていずれも譲渡担保契約の対象として計上されたものであるところ、仮に同不動産を売却していたとすれば貴社が計上すべきと考えられる売却損の金額が、上記差額23億3009万7000円とほぼ一致することから、本件強制調査の対象は、貴社における当該2プロジェクトに関する不動産の財務処理に関するものであると考えられるとのことであった。

当委員会は、貴社に対し、平成24年12月13日、以上のヒアリング結果を報告したところ、同月18日、貴社より、上記本件調査対象行為①「当局の捜査の対象となっている

可能性が認められるものとして、貴社が個別調査を要請した行為」として、貴社の「六本木フランセビルプロジェクト」及び「赤坂みすじ通りプロジェクト」についての個別調査の要請を受けたものである。

2 平成 24 年 12 月 27 日時点における調査の経過

(1) 調査期間

平成 24 年 12 月 13 日～平成 24 年 12 月 27 日

(2) 第三者調査委員会の開催

当委員会は、現時点までに、平成 24 年 12 月 13 日及び同月 21 日の 2 回にわたり開催された。

(3) 貴社に対する依頼、質問等の実施

当委員会は、平成 24 年 12 月 19 日、貴社に対し、①資料の提出、②外部関係者に対するヒアリングの設定、及び③質問事項に対する回答を依頼し、同月 26 日、①資料の一部について提出を受け、③質問事項について書面による回答を得たほか、平成 24 年 12 月 23 日及び同月 24 日、貴社の仕訳伝票及び総勘定元帳等の資料を検討し、今後のヒアリング等の調査のために、貴社における調査対象行為に関する会計処理について確認を行った。

もともと、①資料の提出に関しては、貴社は、本件強制捜査によって、本件調査の対象となる資料の大部分を押収されていること等から、当委員会は、未だ当該資料の全部については受領していない。また、②外部関係者に対するヒアリングの設定に関しても、当委員会は、現時点で、回答を受領していない。

3 今後の調査予定

以上のとおり、当委員会は、本件調査対象行為の事実関係に関する調査を開始したが、本件調査のために必須となる資料の大部分が本件強制捜査によって押収されていること等の事情により、十分な資料が揃っておらず、中間報告を行うに十分な調査及び検討が未了の状態にある。

当委員会としては、今後、貴社に対して要請した資料及び質問に対する回答を受領後、これらを精査するとともに、貴社の役員・従業員、外部の関係者に対してヒアリングを実

施し、また、ヒアリングが実施できない対象者については、弁護士法 23 条の 2 に基づく照会を実施すること等により、本件調査を進める予定である。

以 上